仕様書

１．業務名

ながさきＵＩターン魅力発信事業業務委託

２．業務の目的

地方創生のもと国による東京一極集中是正の動きやテレワークなど場所にとらわれない働き方が浸透してきたことを背景に、地方回帰の機運が高まり全国的に移住検討者が増加している。

こうした中、移住者のさらなる増加を目指し、主に子育て世代をターゲットに、Web 等への広告配信によるプロモーション展開や動画の制作・配信、都市部での移住促進イベントを開催し、移住支援公式 HP「ながさき移住ナビ」の閲覧数の拡大・認知度向上、「ながさき移住倶楽部」会員数[注１]や移住相談件数等の更なる増加を図ることを目的とする。

（注１）ながさき移住倶楽部

長崎県外にお住いの方で、長崎県への移住に関心がある方を対象とした無料会員制度。会員には、長崎県内の情報を定期的にお届けするとともに、実際に移住に向けて行動する際に役立つ各種特典サービスを提供しているほか、「ながさき暮らし相談会」などの移住関連イベントは会員のみ参加可能としている。会員登録は「ながさき移住ナビ」公式 LINE から簡単にできるほか、会員証表示やコンテンツの利用はスマートフォンで可能。「ながさき移住倶楽部」の詳細については、次の URL 参照。

https://nagasaki-iju.jp/useful_info/ijuclub/

３．業務期間

契約締結の日から令和８年３月 27 日（金）まで

４．ターゲット

本業務のターゲットは、以下の者とする。

・概ね 20 歳代から 40 歳代の福岡県及び三大都市圏在住者のうち、移住潜在層[注2]及び移住顕在層[注3]

・県内在住者（ただし、下記５(2)の業務に限る。）

（注２）移住顕在層

長崎県への移住を具体的に検討している層。

（注３）移住潜在層

具体的な時期や場所を決めていないが、いずれは長崎に移住したいと考えている層や移住を検討しているが時期や場所は決まっていない層、今後移住を検討する可能性がある層、移住は考えていないものの、長崎には強い関心を持っている層。

５．業務内容

下記(1)から(4)までの業務を行うこと。

業務の実施にあたっては、長崎県地域振興部地域づくり推進課（以下「担当課」という。）と定期的（１か月に１回以上）に打合せを行い、各業務の進捗状況を共有するとともに、

業務内容等の詳細について、協議の上、決定すること。
また、打合せ終了後、速やかに打合せ結果を作成し、担当課に提出すること。
なお、担当課との第１回打合せにおいては、全体スケジュール及び業務ごとのスケジュールを示すこと。

(1) 「ながさき移住ナビ」への誘導広告配信

長崎県移住支援公式 HP「ながさき移住ナビ」の閲覧数拡大及び認知度向上を目的として、Web 等広告の配信を行うこと。

なお、Web 広告の配信にあたっては、「ながさき移住ナビ」への誘導を図るため、ターゲットに対して広く的確にリーチするための訴求力のある内容を発信するものとし、各種情報媒体（Web 広告、SNS、Web メディア等）の特徴及び強みを踏まえた効果的な広報や、メディアミックス（複数媒体活用の視点に基づいた魅力発信方法）などの手法についても担当課と協議の上、実施すること。

また、今後の情報発信施策検討のためのデータを収集するため、リターゲティング広告（追従型広告）を試験的に導入・運用すること。

ア　CTR 低下対策の実施

・同一のクリエイティブ等を長期間利用することで起きていると思われる CTR の低下（いわゆる広告疲れ）への対策として、長崎県のイベントや季節ごとの魅力に訴求した複数のクリエイティブ等を適宜差し替えるなどすること。

イ　Web 広告等の配信

・Web 広告等の媒体については、Google 検索広告、Google ディスプレイ広告、Meta 広告、LINE 広告等を想定しているが、実際の媒体の選定にあたっては、担当課と協議の上、決定すること。

・なお、Google 公告については、原則として担当課が運用している Google アカウント上で行うこと。

ウ　移住関連イベントの広告

・ながさき移住サポートセンターが主催する次の移住相談会について、Web 広告等を配信すること。

〇大規模移住相談会「ながさき暮らし相談会」(７月東京都、９月福岡市、11 月東京都、２月名古屋市の４回)

〇転職個別相談会（大都市において 10 回程度開催予定）

・実施期間は、相談会開催日の１か月程度前から申込締切である１週間前頃までとし、「ながさき移住ナビ」内の当該相談会詳細ページを遷移先として実施すること。

・このほか、担当課が依頼する移住関連イベントについても、適宜 Web 広告等を配信すること（多くても２～３回の予定）。

・なお、これら移住関連イベントの広告に充てる予算の分配や配信期間については、集客の状況や他の Web プロモーション等の進捗状況を勘案し、担当課と協議の上、決定すること。

エ　YouTube 動画の活用

・担当課が運用している次の YouTube アカウント内の動画について、YouTube 等の SNS における動画広告配信への活用を積極的に検討すること。

オ　広告配信期間

・広告の配信は、令和７年７月から令和８年２月までの期間を目安として実施するものとし、具体的な期間については担当課と協議の上、決定すること。

カ　目標 KPI

・次のことを最低限の目標 KPI とする。なお、目標 KPI を達成した場合であっても、最大限の効果を目指して予算の限り業務を継続すること。

〇実施した広告から「ながさき移住ナビ」へのアクセス数 70,000PV 以上

〇リターゲティング広告（追従型広告）30,000imp 以上

〇本業務期間中の「ながさき移住倶楽部」への入会者数 400 人

(2) 動画の制作・配信、広告配信、Instagram キャンペーンの開催

次のことを目的として、動画を制作し配信するとともに、Instagram において定期的な記事の投稿を行うとともに、それらの広告配信を行うこと。また、Instagram においてキャンペーンを開催すること。

〇移住潜在層に長崎県の魅力に共感してもらい長崎県への移住を喚起するため

〇県内在住者に長崎県の魅力を再発見・再認識してもらい長崎県の情報の発信・拡散を喚起するため

ア　動画の制作・配信（概要等）

・１本あたり５分から 10 分程度の動画（以下「ロング動画」という。）を 16 本以上、また、１本あたり１分以内程度の動画（以下「ショート動画」という。）を 32 本以上制作するものし、令和７年８月から令和８年２月までの間に、ロング動画は月２本程度、ショート動画は月４本程度を目安として配信すること。

・ただし、制作したそれぞれの動画の特長を生かし、効果的に組み合わせて集中的に配信することもできるものとする。

・なお、制作する動画とその配信スケジュールの案を、本業務の委託契約後速やかに担当課に提出し確認を受けること。

・また、各動画の具体的な構成・内容については、制作にとりかかる前に担当課に案を提示し、双方で協議の上、決定すること。

・動画等の制作にあたっては、画像や音楽素材など、著作権の問題が発生しないよう特に留意し、著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。

・制作した動画については、その配信の７日前までに担当課の校正を受けること。

イ　ロング動画の制作・配信

（ア）制作・配信本数

・16 本以上（下記(3)オの動画２本を含む。）制作し、令和７年８月から令和８年２月までの間に、原則として月２本程度を目安として配信すること。

（イ）制作する動画の内容等

・上記(2)に記載した目的に十分に留意の上、次に示す視点や内容のロング動画を制作すること。

▼ 県内各エリアの移住先(ＵＩターン先)としての魅力を紹介すること。

▼ 移住者から見た長崎県内各エリアの魅力にフォーカスし、県内在住者にとってもそれらの魅力の再発見・再認識を喚起すること。

※移住者自身にフォーカスし移住前後のストーリーを紹介する（いわゆる「移住者インタビュー」のような）動画ではないので注意。

▼ 紹介する各エリアの魅力の例は、次のとおり。

✓ 季節ごとの行事や自然、文化、食、歴史等の独自のコンテンツ

✓ スポーツや釣り、アウトドア等の各エリアならではの趣味

✓ 地域コミュニティや子育て環境等の豊かな地域資源　　など

（ウ）配信媒体

・配信を行う媒体は、担当課が運用している次の YouTube アカウントとする。

・なお、この媒体での配信のほか、受託者の運用するアカウント等その他の媒体で配信することもできるものとする。

SNS	アカウント名	令和７年３月 31 日時点の数
YouTube	長崎リア住!放送局 @user-lh5xx3kv3d	チャンネル登録者数 2,569 人

ウ　ショート動画の制作・配信

（ア）制作・配信本数

・32 本以上制作し、令和７年８月から令和８年２月までの間に、原則として月４本程度を目安として配信すること。

（イ）制作する動画の内容等

・上記イで制作するロング動画をもとにしたショート版でも可とする。

・動画の制作にあたっては、各配信媒体の制約に十分に留意すること。

（ウ）配信媒体

・配信する媒体は、担当課が運用している次の SNS のアカウントとする。

・なお、Instagram での配信にあっては、目安とする月４本程度の配信はまとめて行うのではなく、１本ずつ定期的に配信すること。

・また、これらの媒体での配信のほか、受託者の運用するアカウント等その他の媒体で配信することもできるものとする。

SNS	アカウント名	令和７年３月 31 日時点の数
YouTube	長崎リア住!放送局 @user-lh5xx3kv3d	チャンネル登録者数 2,569 人
Instagram	ながさき移住ナビ @nagasaki_iju_navi	フォロワー数 2,097 人

エ　広告配信

・下記オに記載する目標 KPI を達成するための広告配信を行うこと。

オ　目標KPI

・上記イ（ウ）に記載したYouTubeアカウントにおいて、本業務期間中における次の動画の再生回数が合計50万回以上。なお、目標KPIを達成した場合であっても、最大限の効果を目指して予算の限り業務を継続すること。

〇本業務で制作・投稿したロング動画

〇令和６年度に投稿したロング動画

カ　Instagramキャンペーンの開催

・Instagramにおいて、指定したハッシュタグをつけて長崎県での生活の魅力等を投稿してもらい、長崎県の魅力を発信・拡散するキャンペーンを開催すること。

・多くの投稿を獲得するため、例えば、優秀者には長崎県産品を贈呈するなどといった取組を行うこと。

・キャンペーンの告知と結果（投稿件数や投稿内容の紹介、優秀者の発表など）を掲載するためのランディングページを新規制作し、「ながさき移住ナビ」に掲載すること。

・また、制作したランディングページは、本業務完了後も県において継続して活用できるようにし、担当職員がCMSで容易に更新できるようにすること。

(3) 首都圏での移住促進イベントの開催

首都圏における移住潜在層の掘り起こしを目的として、50人規模のイベントを２回開催すること。

ア　移住促進イベントの日時・会場等

・首都圏において、１回あたり50名程度が参加する長崎県への移住促進イベントを２回開催すること。

・イベントの開催日時及び会場は別途担当課が指定する。ただし、受託者は上記(3)記載の目的をより効果的に達成すると考える日時及び会場を委託者に提案することができるものとする。

・なお、いずれの場合であっても、会場使用料（備品等の使用料を含む。）は委託者が負担するものとし、本業務の契約金額には含まないものとする。

イ　移住促進イベントの内容等

・イベントの内容は、上記(3)に記載した目的に十分に留意の上、次に示すものとすること。

▼ 長崎県での暮らしの魅力を紹介すること。

▼ 集客及びイベント効果を高めるため、例えば、長崎県産品の試食コーナーを設けるなどといった取組を併せて行うこと。

▼ また、参加者がイベントの内容等をSNSで発信する仕組みを盛り込むこと。

▼ イベントの内容は、次の例を参考にしてより効果的なものとすること。

✓　県内市町の担当者による移住先としての魅力や支援策の発表

✓　移住経験者等による講演又はトークセッション

✓　参加者を小グループに分けてのグループセッション　など

ウ　長崎友輪家との連携

・イベントの企画・運営、参加者の募集、出演者の選定及び調整、資料・シナリオの作成、会場の設営・撤収、当日の進行・演出など、イベントの開催にあたって必要な業務は、「長崎友輪家（注4）」の運営メンバーと連携して取り組むこと。

（注4）長崎友輪家

長崎県内外の関係人口創出、拡大を目的として令和４年 11 月に開設したオンラインコミュニティ。長崎に関心のある約 550 名(令和７年３月時点)が LINE オープンチャットに参加し、日々長崎の旬な情報交換がされており、オフラインでの交流会も 30 回以上開催している。令和７年４月からは県公認のオンラインコミュニティとして、長崎・新たな暮らし方会議(一般社団法人日本ワーケーション協会長崎支部)が運営。

エ　イベントの周知・集客

・イベント参加者募集のためのランディングページを新規制作し、「ながさき移住ナビ」に掲載すること。また、同ページ内にイベント参加の申込フォームを設定し、申込者の管理を行うこと。

・また、制作したランディングページは、本業務完了後も県において継続して活用できるようにし、担当職員が CMS で容易に更新できるようにすること。

・ターゲットである移住潜在層を集客するため、例えば、Web 広告・SNS 広告の実施、Instagram でのキャンペーンの開催、チラシの作成・配布などの取組を行うこと。

オ　動画の撮影・配信

・イベント当日の様子を記録するため、動画撮影及び写真撮影を行うこと。

・なお、撮影した動画及び写真は、Web などで公開することとしているため、その撮影にあたっては著作権や肖像権等にかかる問題が生じないよう予め参加者や出演者等の了解を得ておくこと。

・撮影した動画は上記(2)イのロング動画として編集（制作）し、配信を行うこと。

カ　アンケートの実施

・イベント終了後、参加者や出演者等に対しアンケートを実施し、イベントの効果を測定すること。

・なお、アンケートの内容は担当課と協議の上、決定すること。

キ　イベント出演者等の旅費

・このイベントに出演する長崎県内在住者のイベント参加に要する旅費（「長崎友輪家」運営メンバーのものも含む。ただし、各回３人までとする。）は委託者が負担するものとし、本業務の契約金額には含まないものとする。

カ　目標 KPI

・イベント参加者のうち、８割の方が「ながさき移住倶楽部」に新規登録

(4) 本業務に係る企画統括・進行管理、効果検証

上記(1)～(3)に掲げる業務の企画統括・進行管理を行うとともに、各業務の効果検証を行うこと。

ア　企画統括・進行管理

・業務全体の企画構成検討、スケジュール・進捗管理、業務全体の統括など、業務の実施にあたっては、実務者、責任者を明確にするなど、組織的に対応すること。

イ　効果検証

・Web 等広告の配信については、広告の表示回数、クリエイティブ等毎のクリック率、PV 数（トップページ、LP 等別）、動画の視聴回数、閲覧者・視聴者の属性（年齢、地域、特性等）、サイト誘導状況等を適宜分析すること。

・上記の分析結果は、月１回程度の頻度で担当課に報告し、ターゲティングの変更、絞り込み等の改善策について協議の上、実施すること。

・また、YouTube 及び SNS での動画配信についても、視聴回数、視聴時間、平均視聴時間、視聴者維持率、クリック率、視聴者層の分析（年齢、性別、地域など）、エンゲージメント（高評価、コメント、シェア数など）等を適宜分析し、上記 Web 広告等の配信の分析結果の報告時にその分析結果を担当課に報告すること。

・広告配信業務の終了後、広告からの「ながさき移住ナビ」のアクセス数を集計した上で、その効果を検証し、業務実績報告書にて報告すること。

６．業務完了報告

（1）業務完了後速やかに、以下の成果物を作成し納品すること。

① 業務完了報告書（Ａ４版）　紙媒体１部

② 業務実績報告書（Ａ４版）　紙媒体１部及び電子データ（PDF 形式）

③ 制作・撮影した画像の電子データ

※１画像につき、ai 形式、JPEG 形式、GIF 形式及び PDF 形式それぞれの電子データを作成し納品すること。

④ 制作した動画の電子データ

※完成動画ファイル(MP4 形式等)及びプロジェクトファイル(県でも編集可能なもの)を納品すること。なお、電子データの具体的な形式や解像度等については担当課と協議の上、決定すること。

⑤ 制作した Web ページの電子データ（HTML 形式）

⑥ 上記②から⑤までの電子データを保存した電子媒体(外付けハードディスク、DVD-R など)

（2）納品場所

〒850-8570　長崎市尾上町３番１号　長崎県庁４階

長崎県 地域振興部 地域づくり推進課 ＵＩターン・関係人口班

７．留意事項

（1） 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、担当課と協議を重ねながら、適正に履行すること。

（2） 本業務において、「金品等の提供による不適切な集客行為」を断じて禁止する。なお、これらの行為が認められる場合、県は当該契約を解除又は無効とし、受託者に対して違約金又は損害賠償を請求するものとする。

(3) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、業務完了年度から起算して５年間保管すること。また、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、県からの求めに応じること。
(4) 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
(5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
(6) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

８．その他特記事項

(1) 受託者は、本業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
(2) 受託者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。
(3) 受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。
(4) 受託者は、県又は県が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。
(5) 県は、この業務の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。
(6) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定する。